

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年 10月 3日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 佐川急便株式会社 代表取締役 本村正秀 電話075-691-6500					
主たる業種	貨物自動車運送事業	細分類番号	4   4   1   2				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	社会と自然との共生を図りつつ、地球環境に配慮した事業活動を推進し、自主的で継続的な環境経営に取り組む。						
計画を推進するための体制	「環境理念・環境方針」のもと、事業活動全体でのCO2排出量削減をはじめ、国や自治体、企業と協働することで、より実効性の高い環境負荷低減に取り組む。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,464.7 トン	7,450.5 トン	7,435.1 トン	7,420.1 トン	-0.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,553.2 トン	7,450.5 トン	7,435.1 トン	7,420.1 トン	-1.6 パーセント	
目標の根拠	エコ安全ドライブを推進し燃費向上を図ることで温室効果ガスの排出抑制に繋げる						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	12.91	12.89	12.89	12.88	-0.18 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	エコ安全ドライブを推進し燃費向上を図ることで温室効果ガスの排出抑制に繋げる						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	146.0 パーセント	138.0 パーセント	138.0 パーセント	138.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
	(3)年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
	(4)年度	新型車両の導入、エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	適切な人員配置、自転車での通勤手当の支給					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用を推進。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市都心部を中心に環境にやさしいCNG車及びハイブリッド車での集配を行っております。また、地域の小学校や幼稚園に出向き交通安全教室に合わせ環境授業を行っています。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。